

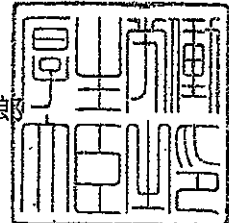
厚生労働省発食安第0213001号

平成 18 年 2 月 13 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第2項の規定に基づき、次に掲げるアガリクス (*Agaricus blazei* Murrill、別名カワリハラタケ) を含む製品について食品として販売することを禁止すること。

製品名：キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒

販売者：キリンウエルフーズ株式会社

